

第15回和光市景観審議会

令和7年2月5日（水） 502会議室

第15回和光市景観審議会			
開催日	令和7年2月5日(水)	開会時間	午後2時00分
会場	和光市役所 5階 502会議室	閉会時間	午後3時30分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	岡田 智秀 村山 隆之 本橋 良吾 藤田 雅彦 田口(小栗) 知子 関口 泰典		都市整備部長 香取 裕司 都市整備課長 渡邊 宗臣 都市整備課長補佐 林 敬之 都市整備課計画担当 統括主査 高橋 茂 主査 岡部 英明 主事補 箕浦 安里
			傍聴者 0名
議案	(1) 景観計画について (2) 景観10選について		

議 事

都市整備課長

お待たせいたしました。ただいまから第15回和光市景観審議会を開催いたします。和光市景観条例施行規則第36条第5項の規定により委員の半数以上が出席されておりますので、審議会は成立いたしております。

また、現在のところ本日の審議会に傍聴を希望される方がいらっしゃいませんが、審議中に傍聴希望者がいらした場合は入室していただきますので予めご了承下さい。

それでは開会にあたりまして、本来でありましたら和光市長より挨拶申し上げますところですが、本日は用務のため欠席しておりますので、代理としまして香取都市整備部長より挨拶申し上げます。

都市整備部長

本日は、ご多用中にもかかわらず、和光市景観審議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。また、第8期となる景観審議会委員をお引き受けいただきありがとうございます。皆様には日頃から市の景観形成事業の推進にあたり、多大なご尽力を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、和光市の現状としましては、景観計画を策定した平成21年当時と比べ、都市化が進み、まちなみも変化して参りました。このようなまちの現状に合った内容に計画を改定するために、皆様にご審議いただきます。

また、新たな景観10選の考え方、新たな景観10選の選び方などについても、それぞ

れご審議いただくこととしております。

景観施策は、市民の方のまちへの愛着や誇りを育むとともに、総合振興計画の目標像の1つである「シビックプライド」を持っていただくことにつながる重要な施策になります。委員の皆様には、忌憚のない議論をしていただくようお願いして私の挨拶とさせていただきます。

都市整備課長

それでは、会を進める前に、委員の任命がございましたので、ご紹介させていただきます。

配布資料の委員名簿の順にご紹介いたしますので、委員の皆様におかれましては、紹介後に一言挨拶を賜りたくお願いします。

初めに、和光市景観審議会条例第23条第2項第1号委員、学識経験を有する方として日本大学理工学部まちづくり工学科より岡田智秀委員でございます、よろしく申し上げます。

岡田委員

《岡田委員挨拶》

都市整備課長

同じく学識経験を有する方としまして埼玉建築設計監理協会より村山隆之委員でございます、よろしく申し上げます。

村山委員

《村山委員挨拶》

都市整備課長

次に、同条例第23条第2項第2号委員、関係団体を代表する方としまして和光市自治会連合会より本橋良吾委員でございます、よろしく申し上げます。

本橋委員

《本橋委員挨拶》

都市整備課長

同じく関係団体を代表する方として和光市商工会より藤田雅彦委員でございます、よろしく申し上げます。

藤田委員

《藤田委員挨拶》

都市整備課長

続きまして、同条例第23条第2項第3号委員、公募による市民としまして、田口（小栗）知子委員でございます、よろしく申し上げます。

田口（小栗）委員

《田口（小栗）委員挨拶》

都市整備課長	同じく公募による市民としまして、関口泰典委員でございます、よろしくお願いいたします。
関口委員	《関口委員挨拶》
都市整備課長	ありがとうございました。 次に、事務局の自己紹介をさせていただきます。
事務局	《事務局 自己紹介》
都市整備課長	それでは議事に入ります。本審議会は、和光市景観審議会条例施行規則第36条第4項の規定において、会長が議長を務めることになっておりますが、現在、会長職及び副会長職が空席となっております。会長が選出されるまでの間、都市整備部長の香取が進行役を務めさせていただきます。
都市整備部長	それでは、会長が選出されるまで議事の進行役を務めさせていただきます。 和光市景観審議会条例施行規則第36条第1項の規定によりまして、委員の互選により定めるものとされております。いかがいたしましょうか。どなたか立候補または推薦される方はいらっしゃいますか。
村山委員	景観に造詣の深い、岡田委員を推薦いたします。
都市整備部長	岡田委員との声であります、皆様ご異議ございませんか。
委員一同	《異議なし》
都市整備部長	異議なしとの発言がありましたので、岡田委員が会長に選出されました。岡田委員には、会長席の方へお移りいただきたいと思っております。 議事の進行につきましては、和光市景観審議会条例施行規則第36条第4項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、ここからの進行につきましては、会長をお願いいたします。それでは、会長よりご挨拶をいただきたいと思っておりますので、お願いします。
岡田会長	まずは、皆様からご信任いただき御礼申し上げます。和光市景観審議会の委員を務めるのは、今任期が始めてになります。 埼玉県のアドバイザーを10年以上務めており、埼玉県景観審議会の会長を4年間務めておりました。県内の景観アドバイザー業務では、朝霞警察署の建て替えの際に癒され

る警察署とするため、庁舎の植栽や夜間照明などのアドバイスを行いました。また、熊谷のラグビー場の改修にあたり施設内外の景観アドバイスも行いました。

市の事業では、越谷市の景観評価委員会の委員長として、景観計画の策定に携わりました。庁舎の建て替えの際には、水辺と庁舎をテーマにアドバイスを行いました。また、戸田市の景観審議会の会長も務めており、ウォークアブルなまちづくりの手伝いもしております。

和光市には新河岸川の流域で越戸川という川があります。県の広域連絡事業にて、10年前から水の再生プランの一環で川越、志木、朝霞、和光などの流域の人たちと一緒に川まちづくりを行っています。よく越戸川も歩いています。谷中川と越戸川の合流の部分にある導流堤は日本にも誇れるデザインだと思っています。越戸川の改修の際には議員の方から相談をいただくなど前々から縁を感じておりました。

和光市に関してはよそ者でございますので、皆様より忌憚のない意見をいただければと思います。

それでは、議事を進めます。

先ほどの事務局の説明にもありましたように、新たな委員の任命に伴いまして、副会長職に空席が生じております。和光市景観審議会条例施行規則第36条第1項の規定によりまして、副会長は、委員の互選により定めるものとされております。いかがいたしましょうか。どなたか立候補される方はいらっしゃいますか。自薦他薦問いませんので、いかがでしょうか。

特にないようでしたら、僭越ながら私から推薦させていただきます。

埼玉県建築設計監理協会に所属しており、県を幅広く専門的な見地で俯瞰している村山委員に副会長をやっていただくというのはいかがでしょうか。

委員一同

《異議なし》

岡田会長

異議なしとの発言がありましたので、村山委員が副会長に選出されました。それでは、村山委員には、副会長席の方へお移りいただきたいと思っております。

副会長よりご挨拶をお願いします。

村山副会長

まずは、皆様からご信任いただき御礼申し上げます。埼玉県建築設計監理協会より参りました、桶川市で設計事務所を営んでおります村山と申します。少しでも皆様のお役に立てるよう、尽力して参ります。今後ともよろしく願いいたします。

岡田会長

それではこれより議事に入ります。報告（1）「景観形成の現状」です。事務局より説明をお願いします。

本日の審議会におきましては、事前にお配りしました資料に沿って説明いたします。資料が不足している等ございましたらお申し出ください。

報告（１）「景観形成の現状」について説明いたします。資料１をご覧ください。

はじめに、①現状について説明します。平成２２年度～令和３年度の期間で、景観審議を１４回開催しています。

今までの和光市の景観行政の主な経過について説明します。平成２０年４月に景観法に基づく届出制度が埼玉県で開始されました。その後、和光市が平成２２年度に景観計画を策定し、景観条例を施行しました。同年１０月に第１回景観審議会を開催し、景観行政団体に移行しました。

資料２をご覧ください。景観１０選に関する経過ですが、平成２２年に選定されたもののうち長泉酒造の煙突が撤去されることとなったため、平成２２年当初選定時に次点となっていた３点のうち、地域性を考慮して、長照寺の大イチョウが選定され、平成２７年に景観１０選の改定を行いました。

資料１をご覧ください。景観重要建造物として新倉ふるさと民家園を平成２６年、第四小学校蒸気機関車を令和３年に指定しました。また、長照寺の大イチョウを景観重要樹木に指定しました。平成３０～３１年に、和光市駅南口駅前広場の景観形成方針の検討を行いました。

次に、現状の課題についてですが、景観計画では、景観計画を策定した平成２１年当時と比べて都市化等が進み、まちなみが変化しているので、現状に合わせた内容へ変更する必要があります。また、景観１０選では、景観１０選の１つである佐和屋が令和６年７月に解体され、１選不足しています。

今後について説明します。ロードマップをご覧ください。皆様の任期の２年間の中で、景観計画の改訂、景観１０選の決定などを進めていきたいと考えています。

景観計画については、２年間で改訂を考えており、本日は景観計画の改訂方針のご審議をお願いしたいと考えています。令和７年度～令和８年度において、景観計画の改訂項目の検討、計画の改正案の決定、パブリックコメントの実施、景観計画改正（最終版）の報告などを行う予定です。

景観１０選では、景観啓発の１つと考えており、本日は新たな景観１０選の考え方、新たな景観１０選の募集要項などのご審議をお願いしたいと考えています。令和７年度～令和８年度では、景観１０選の決定、PR方法の検討、まち歩きなどを行う予定です。また、景観１０選の選定後の予定ですが、景観啓発の１つとして、テーマごと景観資源の登録などの取組を検討しています。

説明は以上となります。

事務局の説明によりますと、景観計画の策定から年月が経っているため、改訂を目指しているということです。

景観計画は景観法という国の法律があり、法律の枠組みの中でまず都道府県が制定して、市町村に関しては自発的に手を挙げた自治体が県との協議を経て策定するという事となっています。基本的には大きな枠組みは国の定めた項目立てに従わなければなりません、内容については地域の実態に照らし調整ができるため、今回は①～⑥までが主な変更箇所となっています。

事務局として、新たに取り入れたいキーワードとしては祭りやイベントによるにぎわい活動という認識でよろしいですか。

事務局

そのとおりです。

岡田会長

景観は電線電柱色形という言葉があるように、かつては電柱と建物の色形だけを考えていけば景観という誤解が広がった時期もありました。しかし、祭りやイベントなどの市民の活力から湧き出る姿というのも重要なまちの景観要素であり、和光市の景観計画にはなかったため、取り入れていきたい意図があると思います。

これだけですとイメージがつかない部分もあると思いますので、事務局から具体的な事例について補足いただけるとありがたいです。

事務局

例えば、人の営みの中で行われている活動では、活動をしている一部を切り取ることで、地域の方々の協力、事前の準備などの背景も垣間見れると思います。そのような内容を景観に取り入れられればと思います。

具体的な事例として、越谷市にて景観資源として登録されている景観を紹介いたします。フェスティバルを始めとするイベントなどの市民の方々が賑わっている様も1つの景観として捉えることができるのではないかと考えております。そのような景観が越谷市の景観資源では、生活・活動というカテゴリーに分類され、写真が掲載されています。

説明は以上になります。

続いて、議事（1）「景観計画」の説明を行ってもよろしいでしょうか。

岡田会長

よろしく申し上げます。

事務局

議事（1）「景観計画」について説明いたします。

当日配布資料の「景観計画」とスクリーンをご覧ください。ページ番号とスクリーンは同じ内容を投影しますので、今後はページ番号のみ申し上げます。

まず、現在の景観計画について説明いたします。

目次をご覧ください。本計画は序章から第7章で構成されています。計画全体の構成は、序章から第2章は景観の考え方、第3～5章は届出制度などの手続、第6～7章は公共施設の整備および景観づくりの進め方となっています。

次に、各章ごとの内容について説明します。序章では、景観計画の目的や基本的事項が記載されています。第1章では、景観計画区域は和光市全域であることが記載されています。第2章では、景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針が示されています。第3章では、良好な景観の形成のための行為の制限について、建築物の規模や形態意匠、色彩についての景観形成基準が設定されています。令和5年度の景観に関する届出は58件あり、今年度は2月時点ですが、49件となっています。第4章では、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針が示されています。第5章では、屋外広告物の表示および屋外広告物を提出する物件の設置に関する行為の制限事項が記載されています。第6章では、景観重要公共施設に関する事項が記載されています。第7章では、景観づくりの推進について、協働による景観づくり、できることから始める景観づくりなど景観を推進する活動について示されています。これらにより、景観計画では、自然的要素と人工的要素の調和と市民の積極的な関わりを通じて、都市と自然の調和を大切にし、和光らしさのある個性的なまちなみを守り、育て、創っていく取組みを示しています。

次に、景観計画の見直しについて説明します。景観計画では、届出制度などの手続に変更はなく、序章から第7章までの章立てや構成を変更する必要がないため踏襲します。景観計画の目標「まちに愛着を抱き、誇りに感じる'都市に近い緑豊かなふるさと'景観づくり」を変更する必要がないため踏襲します。序章から第2章の景観の考え方や、第6～7章の公共施設の整備および景観づくりの進め方について見直しを行います。景観計画の見直しでは、平成21年の策定された当時のまちなみの変化に応じて修正を行います。

22ページをご覧ください。例えば、景観計画の中で、景観軸と景観拠点についてのイラストが示されていますが、現状では、都市化等が進み、まちなみの変化に応じて、景観軸と景観拠点の変更が必要です。特に、中心市街地景観の拠点では、市街地再開発事業が決定され、駅周辺に新たな施設・空間が展開されることや、北側低地では、和光北インターチェンジ周辺での土地区画整理事業が展開されることなどでまちなみの変化があります。この様なまちの変化を踏まえて、景観計画の景観拠点などを見直す予定です。

見直す部分の中で、第2章で今後のまちづくりに関する主な変更について、説明します。16ページをご覧ください。景観づくりの基本方針では、(2)や(3)の部分について、市民生活のにぎわいや文化的な活動などの不足している要素を見直したいと考えています。17ページをご覧ください。景観づくりの方針では、まちなみの変化に応じて、北側低地や、北側台地、鉄道沿南台地などの内容の見直しを考えています。23ページをご覧ください。ゾーン別の景観形成方針では、まちなみの変化に応じて各ゾーンの見直しを行います。

最後に、景観づくり基本方針の改訂について説明します。ここでは、まちづくりではなく、人々の暮らしや行動について説明します。従来の景観計画では、「自然」「人工物」「暮らし・歴史文化」を景観要素としていましたが、「暮らし・歴史文化」の要素では社寺・遺跡等を主要なものとして扱い、人々の暮らしや行動が景観要素として捉えられてい

ませんでした。

40ページをご覧ください。できることから始める景観づくりにおいて、協働による景観づくりへの道筋では「地域での景観づくり」が示されていますが、清掃活動、樹林地や湧水の維持管理など、地域の景観づくりに係る活動での参加などに限定されていました。これからは、祭りやイベントによるにぎわいづくり活動も地域への愛着を育む要素として加えることを検討しています。現計画の景観づくりの基本方針について、人の生活・活動から生み出される景観を含め、不足している点や追加すべき要素についてご意見をいただきたいと思います。

「景観計画」の説明は以上となります。

続いて、「景観資源」について説明いたします。

本日は他自治体の事例として、こしがや景観資源についてご説明いたします。こしがや景観資源では、越谷らしい景観として、皆に親しまれている景観の要素や眺めなどを資源としています。特徴としては、地域で身近な景観を構成する要素の1つとして、生活・活動を位置づけています。また、こしがや景観資源では、10などの数は定めずに登録を行っています。

最後にどのような作品が生活・活動として、登録されているのかご覧いただきたいと思います。登録作品としては、地域の祭りやイルミネーションなどの季節感のある風景だけでなく、子供たちの登下校の風景などの日常の一場面を切り取ったものも登録されています。

説明は以上となります。

岡田会長

地域での景観づくりの活動についても事務局側から議論したいという話をいただいておりますが、地域での景観作り活動について事務局から補足等がありますか。

事務局

特にありません。

岡田会長

現状としては、先ほどの越谷市の例やイルミネーションイベントなどの電線電柱色形以外の資源が浮き彫りになってきたところです。

そこで皆様にご意見いただきたいのは、大きく分けて2つございます。

1つは今まで計画計画の中に、含まれていなかった「にぎわい」についてです。和光市では、「にぎわい」として、どのようなものを積極的に取り上げていくのかご意見いただければと思います。このことについては私よりも地元目線の皆様の方が詳しいかと思えます。例えば、商工関係では年に何回か季節ごとのイベントがあるかと思えます。また、最近では空家をコミュニティスペースとして活用し、地域の寄り合いでイベントが行われることもあります。イベントの大小に関わらず、和光市らしい、あるいは和光市の特徴について、皆様からご意見をいただければと思います。

もう1つは先ほど説明があったように市内の数カ所で区画整理が行なわれ、いわゆる土地の改変が行われております。そのような開発行為に対して手当を施すのが景観計画のため、どのような点に注意したらよいか、皆様からご意見をいただければと思います。

始めに市民のにぎわいや文化的な活動について、和光市らしい、あるいは和光市の特徴に関して、皆様にご意見を頂戴したいと思います。

私が越戸川の視察に来た際に、子供が網で小魚を取ってるシーンと巡り合い、感銘を受けました。通常都市内河川は近づくなということが多いのですが、積極的に川に入ってる和光市は凄いです。これも絵になる風景だと思います。せっかくですのでお一方ずつお話を伺えればと思います。

田口（小栗）委員

川に関連した話ですと、小学校で川に行くというイベントがあります。川を守る方が網を用意しており、子供が川に入るというようなイベントで印象に残っています。

また、子供に関連した話で「わびあ」という児童センターが新しくできました。「わびあ」は地域に根ざして、面白い活動も次々に展開し、戦略も新しいお母さんが行ける場所を目指していて、すごくにぎわいがあると思っています。

藤田委員

新倉氷川八幡神社や下新倉氷川八幡神社、熊野神社では、神輿を導入してのお祭りが年中行事として行われています。また、商工会の方でも先週日曜日には、十数年に渡り行っている鍋のイベントがありました。

本橋委員

先ほど出たお話と同じような内容になりますが、自治会でも神輿を担いだりすることがあります。また、以前は白子諏訪神社で毎年7月に花火を上げるというイベントがあったが、近隣住民からの苦情によりできなくなりました。越戸川親水公園では、子供たちによる魚のつかみ取りを年1回行っています。

関口委員

先に考え方の確認をしたいと思います。市のシティプロモーションと多少かぶるということが1つです。また、都市計画マスタープランを改訂した際には、子供のあり方を学区単位で定めています。これらとの整合性、そして和光市総合振興計画の中に記載のあるシビックプライドなどの建設、建築関係とは違う関係のエリアに踏み込んで、ハートフルなまちづくりという方向性で変更をするのか確認したいと思います。

和光市には歴史的に重要な景観が多くあります。一方で陸軍の士官学校という戦争時代の恩恵も多くあります。そのような過去の歴史を重視する必要があります。

区画整理はあくまでも都市基盤の整備でしかありません。公園についても面積比で決められたものでしかありません。越後山の土地区画整理事業では、住民の方々を楽しくする会を通じてまちづくりを行っています。

岡田会長 今、事務局へ質問がありました。内容は関連計画との整合性をどうするのかということです。都市計画マスタープランや総合振興計画が上位計画になると思われます。

事務局 都市計画マスタープランなどの上位計画や関連計画等と景観計画については、まちなみの変化という点を反映させなければならないと考えているため、その点での整合性は図れると考えています。

岡田会長 全体の地域的なお話をお聞きになり、村山さんはどのように感じられましたか。感想等をいただければと思います。

村山副会長 桶川市の道の駅周辺は紅花の栽培地であり、紅花の祭りという開かれています。先ほどイベントを通しての景観というものが出てきましたが、桶川市もそのようなものを活かしながら再開発の計画を進めているのだと思います。和光市でも多くの素晴らしい景観を活かしていければと思います。

岡田会長 いただいた意見を整理しますと、古くからのお祭りごとから新しい施設を活用したにぎわい活動というように、古き良きものから新しいにぎわいまでバランスよくあることが和光市の特徴と感じられました。和光市にはベッドタウンというイメージがあったのですが、昔ながらの伝統的な催事も備わっています。また、川のあるまちというのが1つのキーワードと考えています。川で子供たちが生き生きと遊ぶ姿も、景観計画の中で十分に効果が発揮できるコンテンツと感じます。そのような活動が古いもの、新しいもの関係なく、シビックプライドを醸成していきます。つまり、市民の手でまちを豊かにしていくということが、簡単に言えばシビックプライドということです。今回は、今回挙げられたコンテンツを皆様の中で整理して、景観計画の中ににぎわいの具体的イメージとして採用いただくような方法を議論、検討いただけたらと思います。

また、景観には四季が含まれると感じました。鍋やイルミネーション、夏または秋に行われるお祭りなど、時間軸として古き良き伝統から新しいにぎわいと春夏秋冬の2軸があったように感じます。これらが整理されると和光らしさが浮き彫りになると感じます。

また、区画整理の話もありましたので、皆様が新規の開発事業に対して、景観計画の中で押さえるべき日頃から気になっていることがあれば、ご意見いただきたいと思います。区画整理は地面の区画の変更から始まります。立ち上がる建物の形状も敷地に影響を受けるため、風景も改変されます。また、土地の埋蔵物調査を行うと、樹木が全部抜かれることとなります。これらのことを今後どのように考えるのかということになります。

始めに私の質問を述べますと、土地区画整理事業では元々あった樹林地が更地になるため、緑の担保を景観計画の中で行うというビジョンはありますか。

事務局	特にありません。
岡田会長	<p>千葉県の流れ山市の景観計画にも長年携わっていました。流山市では、グリーンチェーン景観計画の運用で、一度引き抜いた緑を開発事業者により植え直しを行ってきました。元々あった緑の量と同じ量を担保するのは難しいため、景観的に効果のある場所へ重点的に植栽を行うことで、大幅に景観的効果の向上を図りました。それを各敷地で行い、連帯していくと、最終的には緑が繋がっていくように見えてきます。</p> <p>景観計画の中では緑に関する記載も入れることがよいと思います。記載する場合には緑の量だけでなく、効果的なところに緑を置くというようなキーワードを1つ入れると区画整理の後にも変わると思います。</p> <p>他にご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
関口委員	<p>駅北口では高度利用化ということで、計画の方向性が変わりました。タワーマンションができるという話もあります。市民的には100mを超えるような高い建物が見たいと感じます。高い建物が増えると今後和光市に住む人も増えると思います。</p>
岡田会長	容積率の緩和で公開空地を出すような事業というのはあるのですか。
事務局	<p>令和6年度に決定した市街地再開発事業にて、高度利用地区によって容積緩和をしており、協議の対象にはなると思います。</p>
岡田会長	<p>容積率緩和のために公開空地を出すのはよいですが、地権者が人を入れないようにするため、植栽を密に行い、人を遠ざけるケースがあります。公開空地を出すのであれば、にぎわいの場にならないと意味がないため、オープンスペースの豊かさということを景観計画に入れるべきだと思います。公開空地がにぎわいの場となれば、マンション自体の土地の価値にも繋がると思います。</p>
関口委員	<p>北インター東部土地区画整理事業に関して、午王山遺跡という環濠集落についても和光市の景観を印象付けるのによいと考えます。</p>
岡田会長	午王山遺跡については、古きよきものとして保全が必要だと感じます。
本橋委員	<p>午王山のあたりは開発により建売住宅が多く建てられました。その後に遺跡が出てきて、保全に動いているという経緯があります。</p>

藤田委員	<p>2点ほど意見があります。1点目は景観10選に関して、坂も和光市にとって重要な景観の1つと考えます。2点目は駅北口に関して、駅南口では電柱や電線が地下を通っていると思いますが、駅北口では地上を通るような計画に感じます。電柱や電線についても、景観の中で検討いただければと思います。</p>
岡田会長	<p>本日いただいた意見については整理して、次回改めて意見を伺えればと思います。</p> <p>それでは、議題（2）「和光市景観10選について」に関しまして、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>議事（2）「景観10選」について説明いたします。資料1をご覧ください。</p> <p>はじめに、選定方針について説明します。現在の景観10選に1つを追加するのではなく、新たに令和の景観10選として選定します。応募作品から、景観審議会において新たな景観10選を選出します。</p> <p>次に、応募について説明します。今回の募集では、和光市のホームページだけでなく、各種SNSを使用して募集を行います。和光市のホームページや公式LINEからの応募、またはX（旧Twitter）、Instagramでのハッシュタグを付けた写真投稿による応募を実施予定です。SNSを活用することで、応募のハードルを下げ、若い世代の参加も期待でき、幅広い年齢層からの応募が見込めます。</p> <p>応募方針について説明します。募集の目的は、市民の視点で魅力的な景観を発掘・共有すること、市民の景観への関心を高め、保全意識やシビックプライドを醸成することです。募集期間は令和7年8月頃から1ヶ月程度を予定しています。</p> <p>説明は以上です。</p>
岡田会長	<p>事務局からの皆様に向けたリクエストとしては、募集のキーワードについて皆様からのご意見を伺いたいということです。</p> <p>事務局から補足はありますか。</p>
事務局	<p>X、Instagramで活用するハッシュタグ案についてご説明いたします。</p> <p>本日は他自治体の事例として、秋田県の「あきたびじょん」、岸和田市の「きしいく」についてご説明いたします。</p> <p>まず初めに「あきたびじょん」についてご説明いたします。「あきたびじょん」では、秋田県内で撮影した写真を選択し、ハッシュタグをつけて投稿することで応募ができます。また、「あきたびじょん」という名称は、「秋田美人」という言葉をもとに作られた言葉になります。次にどのような応募があったのかご覧いただきたいと思います。スクリーンにて、ご覧いただいている写真は、Instagramにて「#4月のあきたびじょん2023」と検索して出てきた作品の一部になります。</p>

続いて「きしいく」についてご説明いたします。「きしいく」では、「あきたびじょん」と同様に、岸和田市内で撮影した写真を選択し、ハッシュタグをつけて投稿することで応募ができます。次にどのような応募があったのかご覧いただきたいと思います。スクリーンにて、ご覧いただいている写真は、Instagramにて「#きしいく日常フォト」と検索して出てきた作品の一部になります。

最後にこれらの事例等をふまえ、事務局にて考えているハッシュタグをスクリーンに投影しております。事前にお配りした資料1にて、記載していた「わこうびじょん」については、「あきたびじょん」をそのままわこうに置き換えただけのものですので、ハッシュタグとしては良くないと考えていますが、あくまでも参考として記載させていただきました。

本日は事務局案に加え、委員の皆様にもハッシュタグ案を伺い、最終的に挙手にてどの案を採用するのか伺えればと思います。

ハッシュタグについての説明については以上になります。

岡田会長

ハッシュタグとは言葉に合った写真を投稿できる、投稿を促進するためのものになります。ハッシュタグのよいところとしては1つに絞り込む必要がないことです。事務局からは投票という話がありましたが、最終的には本日の案を全て採用することもあると思います。

ハッシュタグのイメージとしては、要素を絞った方がよいのか、「景観わこう」のようにざっくりとしたものの方がよいでしょうか。

事務局

今回はテーマを絞らないでざっくりとしたものがよいと考えています。

岡田会長

どなたか意見がある方はいますか。

田口（小栗）委員

「〇〇2025」というような数字を入れた方がよいと感じます。また、SNSで募集すると年齢層が偏るように感じます。幅広い層からの意見を集めるために、SNS以外も活用した募集が重要だと感じます。

事務局

アナログを活用した募集については、後ほどご意見いただきたいと考えております。今回は若い世代を巻き込むため、従来の申請して応募するというハードルを下げる目的があります。

藤田委員

「いいところあるやんわこう」はどうですか。

岡田会長 事務局としては過去の写真も掘り返したいのですか。それともやはり現在の写真がコンセプトになりますか。

事務局 現在の写真です。

岡田会長 ならばすべてのハッシュタグに「2025」はつけた方がよいと感じます。事務局側からハッシュタグの案が追加でありますか。

都市整備部長 「あなたの好きな和光の風景」はどうですか。

都市整備課長 「ほっこりわこう」はどうですか。和光市には、ほっこり鍋というイベントがあり、「ほっこり」という言葉はそこから取ってきています。

岡田会長 夜のイルミネーションに関するハッシュタグも入れたいと考えています。和光市ではライトアップなどはあまり行われていないのですか。

事務局 駅前などでライトアップが行なわれています。

岡田会長 夜のイルミネーションに関する言葉については、事務局の方で考えていただければと思います。
投票ということではありますが、私としては出していただいた意見を全て採用してよいと考えています。皆様いかがでしょうか。

委員一同 ≪異議なし≫

岡田会長 最後にSNS以外での募集方法に関しまして、事務局より説明お願いいたします。

事務局 事務局では、若者をターゲットとした募集方法としてSNSでのハッシュタグの活用を考えており、高齢等をターゲットとして募集方法も必要と考えております。
平成22年に景観10選を募集した際には、応募用紙にカラー写真を添付し、必要事項を記載の上、持参、郵送又は電子メールによる募集を行いました。本日はデジタル活用が難しい高齢者等に向けた、募集方法についてもご意見を伺えればと思います。
説明は以上になります。

岡田会長 前回の募集でどのくらいの応募がありましたか。

事務局	47件の応募がありました。
岡田会長 事務局	何人の方が応募したかは分かりますか。 把握しておりません。
岡田会長	越谷市の景観資源では応募数は多いが、特定の人が複数回応募しているケースもみられました。 前回の方法については、幅広い世代から意見を集めるため、継続するのがよいと思います。
田口（小栗）委員	賞金や応募の要件について伺いたいです。例えば、個人的な家などを応募してよいのかなど、どこまでのものを応募してよいのか伺いたいです。
事務局	対象はご自宅など身近なものもよいとは考えています。前回については、ランドマーク的な建物や施設、歴史的な建物などが選ばれました。今回は、ランドマーク的な建物だけでなく、身近なものについても景観に関する様々な視点の1つとして取り入れていくのがよいと考えます。
田口（小栗）委員	賞金等があれば応募は増えるのかと思いました。また、子供たちが遊んでいる風景等を応募する際に、肖像権等はどうなるのか伺いたいです。
事務局	事務局としては、個人の住宅や姿を取る場合には、所有者や本人へと確認していただいた上で応募いただくことを要件として考えています。
岡田会長	イベント等で顔が出る場合にはどのように扱っているのですか。
事務局	市にてイベントを行う場合には顔等が出ることを前提に行う場合と顔が出ることを許可していただいた方の顔だけをだす場合があります。事務局としては、今回の募集に関しても要件等を明確にして、募集する必要があると考えています。
岡田会長	景観10選については、審議会で絞るということでよいのですか。
関口委員	前回募集した際は、応募がほとんど集まらず、何度も延長していたと思います。今回はいかに周知するかが重要だと思います。

事務局 SNSでの応募を行うため、デジタルを活用したPRに力を入れることを考えています。例えば、YouTubeのショート動画の活用を考えています。また、広報紙やホームページ等にも掲載します。

岡田会長 景観10選の選定は毎年やるのですか。

事務局 景観10選の選定は毎年行うわけではありません。景観10選とは別にテーマを絞った景観資源の選定を3年に1回程度の頻度で行う予定です。

岡田会長 越谷市の景観資源では、個人情報的に問題のあるものや危険な場所以外のものについてはできる限り認定するようにしています。始めはシンボリックなものが多かったですが、徐々に日常の風景が増え始めました。景観10選はシンボリックなもの、景観資源については広く集うものということだと思います。

また、募集期間について、1ヶ月は短いと思います。期間は少なくとも半年程度必要と感じます。

藤田委員 応募数が多くなり、集計等も大変になると思いますが、小学校や中学校などにも投げかけ、意見を募れたらよいと思います。

岡田会長 越谷市では、コロナ渦に入る前まで、東西南北のエリアごとに1年ずつ市の職員が出張講義に行き、越谷市の好きな風景を子供たちに応募していただきました。

本日の議題については、以上となります。

事務局から何か事務連絡はありますか。

事務局 事務連絡がございます。次回の景観審議会は、日程が決まり次第ご連絡させていただきます。また、今回委員の皆様からお写真とコメントをいただき委員名簿を作成いたしました。この名簿を市のホームページに載せてもよいからお伺いします。載せることが難しい方に関しましては、事務局にご連絡いただければと思います。

岡田会長 それでは以上を持ちまして、本日の議事は終了いたしましたので、閉会いたします。委員の皆様、長時間にわたりご苦勞様でした。